

厚木市内
事業者の
皆さまへ

経営の正常化に向けた厚木市の支援策

第5弾

コロナに負けない！ あつぎ中小企業応援交付金



新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の解除を受け、厚木市では、市内中小企業の皆さまが、経営状況を早期に回復していただく事業展開に向けた支援を行います。

事業展開への支援

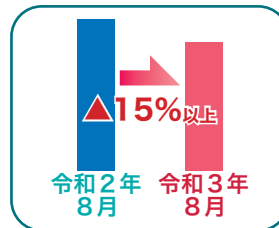
緊急事態宣言の解除を受け、従業員の雇用（アルバイト含む）、広告宣伝、感染症対策、設備のメンテナンスなど、経営の正常化に向け、事業展開を目指す市内中小企業の方へ、支援金を交付します。

交付要件 令和3年8月または9月の売上げが、前年同月の売上げより15%以上減少した事業者

交付額 上限10万円（減少額が10万円未満の場合はその減少額、千円未満の端数は切捨て）

※売上げ減少の比較が困難な事業者の方は、ご相談ください。

令和3年8月または9月との売上比較



または



1店舗・事業所につき

上限10万円

交付要件

交付なし

いいえ

現在、厚木市内で事業を実施している

はい

交付なし

いいえ

令和3年8月または9月の売上げが
前年同月と比べ
15%以上減少している

はい

交付あり
上限10万円

裏面
「交付金の活用例」を
ご覧ください

交付金の活用例



従業員の雇用

- 離職した従業員を再雇用したい
- アルバイトを新たに採用したい など



広告宣伝

- 通常営業の再開を店頭でアピールしたい
- テイクアウトの新メニューをメディアなどで紹介したい など



感染症対策

- 来訪者の検温や換気対策など環境整備を継続・充実させたい など



設備のメンテナンス

- 事業再開に当たり、休止していた機器のメンテナンスを実施したい など

※交付申請書に、交付金の活用目的についての設問がありますので、必ずご回答ください。

必要書類

- ① 交付申請書(市内各公民館、J A あつぎ各支所・支店、市内金融機関などに配布)
※厚木商工会議所および厚木市ホームページから、用紙をダウンロードできます。
- ② 令和3年8月または9月の売上げおよび比較した前年同月の売上げが分かる資料の写し
法人▶事業概況説明書など
個人▶青色申告決算書、売上元帳、管理台帳など
- ③ 令和2年分の確定申告書(第一表のみ)の写しまたは令和3年度分の市民税・県民税の申告書の写し
- ④ 振込先口座の通帳を開いて1ページ目と2ページ目の写し
- ⑤ 市外に本店のある場合は、厚木市内での事業活動を証する書類の写し
▶法人市民税申告書、青色申告決算書、公共料金の請求書など

※これまでの「あつぎ中小企業応援交付金(第1弾～第4弾)」を申請された方も、すべての書類が必要となります。
※厚木市内で複数の店舗などを営んでいる場合は、各々が対象となりますので、店舗ごとに申請してください。

交付金の虚偽申請・不正受給はおやめください

本交付金の交付後、交付要件を満たさない事実や虚偽、不正などが発覚した場合は、申請者に対し交付金の交付金の全額返還を求めます。

虚偽申請や不正受給は、絶対に行わないようお願いいたします。

例

- 虚偽の資料を作成し、交付要件を満たしているように見せかける。
- 市外での営業や、廃業しているにもかかわらず、市内に営業実態があるように見せかける。 など

お申し込み方法

所定の交付申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて郵送または電子申請でお申し込みください。

受付期間▶令和3年11月12日(金)～12月13日(月)

▶電子申請の受け付けは、11月12日(金)正午から ※当日消印有効



◀ 申請書用紙のダウンロードはこちらから

<http://www.atsugicci.or.jp/>

お申し込み
お問い合わせ先

〒243-0017 厚木市栄町1-16-15

厚木商工会議所内「あつぎ中小企業応援交付金係」

専用ダイヤル 0120-306149【平日9:00～17:00】

※感染症拡大防止のため、ご来館による窓口でのお申し込みやお問い合わせはご遠慮ください。